破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２４号
秋田県横手市蛇の崎町２番26号　ベルメゾン21―205号室
債務者　高橋　茂昭
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第２５１号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2340番地６　ハラハイツ101号室
債務者　廣澤　　聡
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１７２号
岐阜県大垣市開発町１丁目４番地１　和合団地Ａ棟202
債務者　洞山　秀男
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
山口県宇部市芝中町10番25号、旧住所山口県防府市大字新田430番地の14
債務者　水谷　正己
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２７１号
愛知県豊橋市大岩町字北山６番地382
債務者　鈴木　元彦
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月20日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２８３号
愛知県豊橋市馬見塚町230番地の１　102
債務者　渡邉　将之
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月20日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２９０号
愛知県豊橋市弥生町字西豊和72番地３　205
債務者　加藤　　健
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月20日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第７９７４号
大阪市北区西天満５丁目15―３　ケンジントンマンション西天満302号、住民票上の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目12番10号
債務者　青山　　明
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３７号
愛知県豊田市田中町５丁目31番地１　グリーンライフ31―101号
債務者　小野勢津子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月13日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結

平成１８年（フ）第１８４号
大分市賀来北２丁目１番21号
破産者　挟間建設株式会社
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１７７号
鹿児島県鹿児島市若葉町５番１号
破産者　サンベルト建設株式会社
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第３４７号
宮崎市大塚台西３丁目32番地１　県共済住宅57棟312号、開始決定時の住所宮崎市高岡町下倉永1200番地134
破産者　粟田　道仁
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１７２号
宮崎県えびの市大字上江1219番地１
破産者　池田　康伸
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２０９４号
横浜市都筑区南山田３―５―19　小泉テラスＤ―２、住民票上の住所横浜市旭区上白根３丁目１番22号
破産者　柴田八重子
1　破産債権の届出期間　平成22年12月１日まで
2　一般調査期日　平成23年２月２日午後２時
平成22年11月１日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６５号
兵庫県宝塚市中野町４番25―304号、前住所兵庫県宝塚市谷口町１番５―305号
破産者　芳井　　登
1　破産債権の届出期間　平成22年12月２日まで
2　一般調査期日　平成23年１月27日午前10時20分
平成22年11月１日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８９７号
京都市下京区油小路通木津屋橋下る北不動堂町522番地１　アンビエント京都駅前405号
破産者　田中　正道
1　破産債権の届出期間　平成22年12月３日まで
2　一般調査期日　平成23年１月27日午前11時30分
平成22年11月２日
京都地方裁判所第５民事部破産係